

相指名業者への下請発注の取扱いについて

玄海町まちづくり課

建設工事に係る下請負契約について、受注者が、請負った工事の入札に参加した他の建設業者（以下「相指名業者」という。）を下請負人とすることは、建設業法上では、禁止する規定はありませんが、実務上では、入札談合の疑義が生じることとなり、望ましくない下請負関係であるとされています。しかし、災害復旧事業は、早急に復旧に着手しなければならない特別な事情があると考えられます。

また、本町発注の建設工事では、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて、地元業者を下請負に利用することを希望しているところであります。

よって、当町においては、相指名業者への下請負を一概に禁止することは適当でないと考え、建設業法第22条（一括下請負の禁止）の規定を遵守することを前提に、下記により取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 取扱いは次のとおりとし、災害復旧事業かつ玄海町発注工事に限るものとします。
 - （1）当該工事に近接又は関連する他の工事を相指名業者が既に受注しており、工事の現場状況、工程管理、安全管理等において、相指名業者が施工することが最も望ましい場合。
 - （2）地域性等を勘案し、相指名業者を下請負人とするのが最も望ましい場合等真にやむを得ない事由が認められる場合。
 - （3）特殊性が高い工事で、相指名業者以外に施工できる業者が町内にいない場合。
 - （4）その他町長が認めた場合。
 - （5）上記については別紙様式(承諾願)により事前提出し、町から承諾を得ること。
 - （6）承諾の有無については、町から協議簿で通知する。
 - （7）町からの承諾を得た後に当該下請負人との下請け契約を締結すること。
2. 適用開始日は、令和5年4月1日とする。